

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当
たるときは、そ
の翌日)

目次 規 則 鳥取県消防顕彰会条例施行規則

規 則

鳥取県消防顕彰会条例施行規則をここに公布する。
昭和四十四年三月三十一日
鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第二十号 鳥取県消防顕彰会条例施行規則

(目的)

第一条 この規則は、鳥取県消防顕彰会条例（昭和四十四年三月鳥取県条例第五号。以下「条例」という。）第三条及び第四条の規定に基づき、同条例の施行に關し必要な事項を定めることを目的とする。

第二条 条例第三条第二項に規定する規則で定める額は、別表第一のとおりとする。

2 条例第三条第三項に規定する規則で定める額は、別表第二のとおりとする。

(遺族の範囲、順位等)

第三条 顕彰金を受けることができる遺族は、消防吏員及び消防団員（以下「消防団員等」という。）の死亡の当時において次の各号の一に該当する者とする。

- 一 配偶者（婚姻の届出をしていないが、消防団員等の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。）
- 二 消防団員等の収入によつて生計を維持していた子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

三 前二号に掲げる者以外の者で消防団員等の収入によつて生計を維持

していたもの

四 第二号に該当しない子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

2 顕彰金を受けることができる遺族の順位は、前項各号の順序とし、同項第二号及び第四号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

3 消防団員等が遺言又はその者の属する任命権者に対する予告で、第一項第三号及び第四号に掲げる者のうち特に指定した者があるときは、その者は、同項第三号及び第四号に掲げる他の者に優先して顕彰金を受けるものとする。

4 顕彰金を受けることができる同順位の者が二人以上あるときは、顕彰金は、その人数によつて等分して授与する。

(具申手続)

第四条 市町村長は、当該市町村に勤務する消防団員等が条例第二条の要件に該当すると認めたときは、当該消防団員等の顕彰金の授与について、知事に具申するものとする。

2 前項の具申は、鳥取県消防顕彰金授与具申書(様式第一号)に、次の各号に掲げる書類を添えて行なうものとする。

一 功績調書(様式第二号)

二 履歴書(様式第三号)

三 殉職又は障害の事実を確認した者の現認調書

四 世帯全員の住民票の写し(死亡の場合は、世帯全員の住民票の写し及び戸籍謄本)

五 診断書(死亡の場合は、死亡診断書又は死体検案書)

六 その他知事が必要と認める書類

(授与の決定等)

第五条 知事は、前条の具申があつたときは、顕彰金の授与について決定し、当該顕彰金に係る具申を行なつた市町村長に通知するものとする。

(審査会の設置)

第六条 顕彰金の授与に關し必要な事項を審査させるため、鳥取県消防顕彰金審査会(以下「審査会」という。)を置く。

(審査会の組織)

第七条 審査会は、会長及び委員をもつて組織する。

2 会長は、総務部長をもつて充てる。

3 委員は、人事課長、職員厚生課長、財政課長、地方課長及び河港課長をもつて充てる。

(審査会の会長)

第八条 会長は、会務を総理する。

2 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(審査会の会議)

第九条 審査会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

附則

この規則は、昭和四十四年四月一日から施行する。

別表第一 殉職者顕彰金

功 勞 の 程 度	金 額
一 特に抜群の功勞があり、他の模範となると認められる者	二、〇〇〇、〇〇〇円
二 抜群の功勞があり、他の模範となると認められる者	一、五〇〇、〇〇〇円
三 特に顕著な功勞があると認められる者	一、二五〇、〇〇〇円以下 七五〇、〇〇〇円以上
四 多大な功勞があると認められる者	五〇〇、〇〇〇円

扶養親族の状況による増額

二から四までに該当する者については、扶養親族（職員の給与に関する条例（昭和二十六年二月鳥取県条例第三号）第八条第二項に規定する扶養親族の例による。以下同じ。）が二人以上あるときは、一人をこえる扶養親族五人まで、一人につき五〇、〇〇〇円を加算する。

別表第二 障害者顕彰金

功 勞 の 程 度	功 勞 の 程 度 及 び 障 害 の 等 級 に よ る 支 給 額
障 害 の 等 級	
(一) 功勞の程度及び障害の等級による支給額	
(二) 功勞の程度及び障害の等級による支給額	
(三) 功勞の程度及び障害の等級による支給額	

功勞の程度及び障害の等級による支給額

(一) 功勞の程度及び障害の等級による支給額

(二) 功勞の程度及び障害の等級による支給額

(三) 功勞の程度及び障害の等級による支給額

第一級	一、五〇〇、〇〇〇円	二、〇〇〇、〇〇〇円	五〇〇、〇〇〇円
第二級	一、三五〇、〇〇〇円	九〇〇、〇〇〇円	四五〇、〇〇〇円
第三級	一、二〇〇、〇〇〇円	八〇〇、〇〇〇円	四〇〇、〇〇〇円
第四級	一、〇八〇、〇〇〇円	七二〇、〇〇〇円	三六〇、〇〇〇円
第五級	九四五、〇〇〇円	六三〇、〇〇〇円	三二五、〇〇〇円
第六級	八二五、〇〇〇円	五五〇、〇〇〇円	二七五、〇〇〇円
第七級	七五五、〇〇〇円	四七〇、〇〇〇円	二三五、〇〇〇円
第八級	六〇〇、〇〇〇円	四〇〇、〇〇〇円	二〇〇、〇〇〇円

功勞の程度又は扶養親族の状況による増額

- 特に抜群の功勞があり、他の模範となると認められる者であつて障害の等級が第一級に該当するものについては、第一級の最高額に五〇〇、〇〇〇円を加算することができる。
- 1に該当する者以外の者で扶養親族が二人以上あるときは、一人をこえる扶養親族五人まで、一人につき、(一)に該当する者については四〇、〇〇〇円、(二)に該当する者については三〇、〇〇〇円、(三)に該当する者については二〇、〇〇〇円を加算する。

備考

- 障害の等級は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和三十一年政令第三百三十五号。以下「政令」という。）別表第二に定める障害の等級による。
- 障害の等級及び金額の決定については、政令第六条第二項から第五項（第三項第一号を除く。）までの規定の例による。

様式第1号

鳥取県消防顕彰金授与具申書

年 月 日

職 氏 名 殿

市町村長 団

鳥取県消防顕彰金を下記の者に対し授与されるよう関係書類を添えて具申します。

記

1 殉職者顕彰金

住 所	続 柄	氏 名	生 年 月 日

2 障害者顕彰金

所 属 機 関 名	障 害 級	氏 名	名

様式第2号

功 績 調 書

1 顕彰金の種類

2 所属機関名、階級、氏名及び生年月日

所属機関名 階 級
氏 名 生年月日

3 性 行

4 勤務状況

5 火災、水災等の概要

6 功勞の内容

7 扶養親族の状況

続柄 氏 名 生年月日

8 その他参考事項

備考

- 1 5については、現場見取図、現場写真等を添付すること。
- 2 6については、詳細に記載すること。

様式第3号

履 歴 書

本 籍
現住所

(姓) 氏 名

年 月 日生

1 最終学歴

年 月 日

2 一般履歴

年 月 日 から

年 月 日 から

年 月 日 から

3 消防関係履歴

年 月 日 から

年 月 日 から

年 月 日 から

4 賞 罰